

| 条 例 名 | 理 由 | 要 旨 |
|---|---|--|
| <p>奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例</p> | <p>他府県及び市町村における太陽光発電施設に関する条例の制定状況を鑑み、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>1 太陽光発電施設の設置許可の見直し</p> <p>(1) 大規模太陽光発電施設を設置しようとする全ての者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。 (第5条関係)</p> <p>(2) 設置規制区域内に太陽光発電施設を設置しようとする全ての者は、ただし書きを除き、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。 (第6条関係)</p> <p>2 地域住民等への説明等の見直し</p> <p>太陽光発電施設の設置許可を申請しようとする者は、地域住民等に説明会での意見等を踏まえ、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。 (第9条関係)</p> <p>3 設置許可の基準の見直し</p> <p>(1) 太陽光発電施設の設置許可申請の手続きがその区域を管轄する市町村の条例若しくは当該条例に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは設置許可をすることができることを加える。</p> <p>(2) 知事は設置許可を使用とするときは事業区域を含む市町村長の意見を聞き、その意見を尊重しなければならない。 (第10条関係)</p> |

| 条 例 名 | 理 由 | 要 旨 |
|-------|-----|---|
| | | <p>4 施行期日 公布の日から施行する。</p> <p>(改正附則関係)</p> |